

## ○福島市熱中症対策に関する現場管理費補正実施要領

最終改正 令和6年2月1日

### (目的)

第1条 この要領は、福島市が発注する工事において、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるため、熱中症対策に必要な経費を計上するにあたり、現場管理費の補正に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、福島市財務規則(平成15年規則第34号。以下「規則」という。)及び規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 真夏日

「真夏日」とは、日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

#### (2) 工期

「工期」とは、工事の始期(着工日)から工事の終期(契約工期末日)までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始休暇(7日間)、夏季休暇(7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (3) 工期期間中の真夏日の日数

「工期期間中の真夏日の日数」とは、前号に定める「工期」の期間内における、第1号に定める「真夏日」のうち、休工日を除いた日数とする。

#### (4) 真夏日率

「真夏日率」とは、次の式により算出された率とし、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$$

### (対象工事等)

第3条 この要領の対象となる工事は、建築関係工事積算基準を適用する工事を除く工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事とする。

(気温の計測方法等)

第4条 受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

2 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

3 WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。

4 第2項の計測方法によりがたい場合は、現場内を代表する1点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることもできる。なお、この場合の計測に要する費用は受注者の負担とする。

5 受注者は施工計画書に基づき、計測結果の報告書を監督員に提出するものとする。

(積算方法等)

第5条 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとし、補正方法は次の各号に定めるところによる。なお、補正は変更契約において行うものとする。

(1) 補正値は次の式により算出し、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}(\ast 1)$$

※1：真夏日補正係数は1.2とする。

(2) 現場管理費は次の式により算出する。

$$\text{対象純工事費} \times ( (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}(\ast 2)) + \text{補正値} )$$

※2：補正係数は福島県土木工事標準積算基準における地域補正の適用による。

(対象工事である旨の明示)

第6条 この要領を適用する工事については、特記仕様書に「福島市熱中症対策に関する現場管理費補正実施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。